



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 日立機材株式会社
代表者名 代表取締役社長 笠原 伸泰
(コード番号 9922 東証 第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長 梶岡晃治
(TEL : (03) 3615-5789)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得等に係る承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日付の当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得等に関するお知らせ」(以下「平成 27 年 5 月 27 日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせしておりますとおり、本日、種類株式発行等に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式(下記「I. 当社定款の一部変更等の内容」の②において定義いたします。)の取得について、当社第 43 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本定時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 27 年 7 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、平成 27 年 7 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に係る決議に基づき、平成 27 年 7 月 29 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、当該株主の皆様が所有する全部取得条項付普通株式(ただし、当社の自己株式を除きます。)を、平成 27 年 7 月 30 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 470,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 27 年 5 月 27 日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得(総称して、以下「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なお承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、平成 27 年 5 月 27 日付当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化等のための定款一部変更」の「1 種類株式発行等に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)」の「(2) 変更の内容」に記載の定款変更案に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設けることとし、当社を会

社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義する意味を有します。以下同じです。）といたします。

- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が、株主の皆様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 470,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。この際、CK ホールディングス株式会社（以下「CK ホールディングス」といいます。）以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

II. 各議案に係る承認決議

1 種類株式発行等に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更は、本定時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本定時株主総会における第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 27 年 5 月 27 日付当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化等のための定款一部変更」の「1 種類株式発行等に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」の「（2）変更の内容」に記載の内容のとおりであり、本定時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリース「I. 当社完全子会社化等のための定款一部変更」の「2 全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）」の「（2）変更の内容」に記載の内容のとおりであります。

（2）定款変更の効力発生

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって、本日、発生しております。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 27 年 7 月 30 日に発生いたします。

2 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続の③）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本定時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。

本定時株主総会における第 3 号議案の内容は、平成 27 年 5 月 27 日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに本完全子会社化手続①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 470,000 分の 1 株の割合をもって交付するものです。この結果、CK ホールディングス以外の株主の皆様に対して当社が割り当てる A 種種類株式の数は、

1 株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち、②の定款変更の効力が発生することを条件として、平成 27 年 7 月 30 日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記「(1) 承認可決された事項の内容」に記載のとおり、当社は、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 470,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を CK ホールディングスに対して売却すること等を予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、取得日の前日において株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に金 1,600 円（CK ホールディングスにより平成 27 年 2 月 4 日から平成 27 年 3 月 18 日まで実施された当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

| | |
|---|---------------------|
| 本定時株主総会及び本種類株主総会の開催 | 平成 27 年 6 月 25 日（木） |
| 種類株式発行等に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 25 日（木） |
| 当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定 | 平成 27 年 6 月 25 日（木） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告 | 平成 27 年 6 月 26 日（金） |
| 当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日 | 平成 27 年 7 月 24 日（金） |
| 当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日 | 平成 27 年 7 月 27 日（月） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日 | 平成 27 年 7 月 29 日（水） |
| 全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の効力発生日 | 平成 27 年 7 月 30 日（木） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付（本完全子会社化手続の③）の効力発生日 | 平成 27 年 7 月 30 日（木） |

以上